

詐害判決であることを再審事由とする 第三者再審の可否

渡 辺 森 児

- 1 はじめに
 - (1) 問題の所在
 - (2) 本稿の目的
- 2 わが国の立法における第三者再審制度の変遷
 - (1) 旧旧民訴法下における詐害再審制度の概要
 - (2) 旧民訴法による廃止
 - (3) 平成8年民訴法改正とその後の立法論議
- 3 特別法による第三者再審
 - (1) 会社法853条1項
 - (2) 行政事件訴訟法34条
 - (3) 特許法172条
 - (4) 小括
- 4 民事訴訟法下における解釈論
 - (1) 学説状況
 - (2) 判例の整理
- 5 第三者再審の要件・効果
 - (1) 再審の訴えの原告適格について
 - (2) 有理性判断の要素としての再審事由
 - (3) 前訴判決取消後の再審理
 - (4) 前訴判決取消しの効果

1 はじめに

(1) 問題の所在

再審の訴えは、確定した終局判決に対する非常の不服申立て方法であるから（民訴338条1項）、不服申立てのできる再審原告は、確定判決の効力

を受け、かつ、その取消しを求める不服の利益を有する者である。したがって、通常は、前訴の原判決により敗訴した当事者が再審原告となる（この前訴の当事者による再審を、以下「当事者再審」という）。ところが、訴訟当事者以外の第三者であっても、確定判決の効力が及ぶ場合（民訴115条1項2号以下等）や確定判決によって確定された法律関係から反射的に影響を受ける場合があることから、このような第三者にも、自己の権利ないし法的利益を守るために、原判決を取り消す機会を認める余地がある。本稿では、第三者が提起する再審の訴え一般を、当事者再審と対比し、以下「第三者再審」と呼ぶことにする。なお、第三者再審の類型には様々なものが考えられるが、他人間の訴訟の判決により第三者が不利益を受ける場合には、前訴において原被告同士が馴れ合い、意図的に第三者の利益を害するケースが多く、このような再審の訴えは「詐害再審」と呼ばれている。第三者再審のうち、前訴について補助参加の利益を有する者ならば、第三者は補助参加人として再審の訴えを提起できることが明文に定められている（民訴45条1項⁽¹⁾）。この手続を「補助参加型の第三者再審」と呼ぶとして、これに対し、第三者が当事者として再審の訴えを提起することができるかという問題がある。この「当事者型の第三者再審」は、明文規定がないため、その可否は解釈論に委ねられている。

ところで、再審の訴えの審理手続は、再審事由の存否を審理する段階と、原事件の本案の再審理を行う段階とに区分されており、第三者が再審の訴えを提起する場合、後者（再審理）の手続の当事者は、原事件の本案との関係で当事者適格を有していることが求められる。先の第三者再審の類型

(1) 旧民訴法64条から「訴訟ノ繫属中」の文言を削除したことについて、立案担当者、訴訟の結果につき利害関係を有する者の手続参加の機会を付与し、その利益保護を図る観点から、補助参加の申出とともに再審の訴えを提起することができるようにすることが適当であるとする（法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（商事法務研究会、1996）61頁。

のうち、補助参加型の第三者再審の場合は、原事件の本案審理の際の当事者は被参加人（前訴の訴訟当事者）であるから、当然に当事者適格は認められることになる。これに対し、当事者型の第三者再審の場合は、第三者が原事件の本案との関係で当事者適格を有しているとは必ずしも言えない。そこで、当事者型の第三者再審の原告適格を判断する際に、原事件の本案に関する当事者適格を考慮に入れるべきかが問題となる。この点につき、近年、注目すべき最高裁判例が出された。すなわち、最決平成25年11月21日民集67巻8号1686頁および最決平成26年7月10日判時2237号42頁は、再審原告となった第三者は再審の訴え提起とともに、独立当事者参加の申出をすることにより、再審の原告適格をもつとした。これらの判例は、第三者は原事件である前訴の当事者ではないことから、当然には再審の原告適格をもつことはないという立場を前提としている。

つぎに、仮に第三者再審の原告適格の問題が解決できたとして、第三者の申立てに理由があり、再審開始の決定（民訴346条1項）が下されるためには、再審事由（民訴338条1項各号参照）の充足が必要である。例えば、民訴法338条1項3号は、直接には「法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと」を再審事由とするが、これまで判例において、実質的な手続保障違反の場合に拡張適用されてきた⁽²⁾。第三者が前訴の手続に関与しえなかったことは、民訴法338条1項3号に該当するののかとの問題がある。さらに、第三者がそもそも前訴において当事者として参加する手段を持たない場合（会社法834条参照）⁽³⁾にも、民訴法338条1項3号を適用することが可能かという問題がある。この点

(2) 最判平成4年9月10日民集46巻6号553頁、最判平成18年3月20日民集61巻2号586頁など。

(3) 会社法834条各号は、会社の組織に関する訴えにおいて、その被告を条文に明記された者（会社等）に限定する。このような事例では、第三者はそもそも当事者として訴訟に関与し得ない。

につき、先の最決平成25年11月21日は、前訴の被告（新株発行無効の訴えの被告株式会社）に信義則上の義務が課せられることを根拠に、民訴法338条1項3号の適用を認めている。他方で、許害再審を念頭に置いたとき、前訴当事者の許害性（原被告による馴れ合い訴訟の事実）は、再審事由を構成するかとの問題がある。民訴法以外の法文に目を移すと、第三者再審の立法例として知られる会社法853条1項および特許法172条1項は、前訴の原被告間に「共謀」があったことを要件としている。このような共謀要件を、第三者再審一般についても、再審事由の判断の考慮要素としてよいか、検討すべき課題がある。

(2) 本稿の目的

第三者再審は、第三者の再審の訴え提起を端緒に、すでに訴訟当事者間において確定した法律関係について、訴訟係属を復活させる機能を有する。この復活した訴訟係属によって開始される再審理について、補助参加型の第三者再審では、第三者の訴訟上の地位はあくまで補助参加人であり、被参加人たる従前の当事者との関係では従属的な地位にとどまり、可能な訴訟行為には制限がある（民訴45条1項但書、同条2項）。仮に、第三者の補助参加の申出を、解釈論上の共同訴訟的補助参加と理解した場合には、補助参加人の地位の従属性は、一定程度緩和されうる。しかし、その場合でも、再審事由の有無は、補助参加人ではなく被参加人を基準に検討されるものと考えられる。これらの点は、とくに馴れ合い訴訟による許害判決が第三者の権利を害する事案においては、第三者の訴訟上の権能を制約する要素となりうる。そこで、第三者にとって補助参加型のほかに当事者型の第三者再審の途が開かれることは有用であると考え。本稿は、当事者型の第三者再審を中心に、併せて共同訴訟的補助参加による再審の訴えを検討の対象とし、現行法上は解釈論に委ねられている要件と効果について

明らかにするものである。その際、再審原告となりうる第三者として、前訴の確定判決の効力ないし反射的効果を受ける者が想定できるが、このうち、民訴法115条1項2号により既判力の拡張を受ける訴訟担当の場合の利益帰属主体⁽⁴⁾、および民訴法115条1項3号により既判力の拡張を受ける口頭弁論終結後の承継人⁽⁵⁾については、本稿の検討の対象から除外し、近年、判例で問題とされるようになった詐害再審を念頭に置き、検討を行うことにする。

ここで、第三者再審の要件・効果を検討するうえで、必要な項目を、再審訴訟の審理構造をふまえ、整理しておきたい。

再審訴訟の審理手続は、再審理開始の許否の手続と本案の再審理手続に分かれ、前者はさらに、再審の訴えの適法性の審理過程と理由具備性の有無の判断過程とに分かれる。まず、訴えの適法性の審理過程においては、①第三者再審の原告適格の有無が審理されることになる。再審の訴えを提起した第三者に原告適格がないときは、訴え却下の決定がなされる（民訴345条1項）。つぎに、訴えが適法である場合、理由具備性の判断に移行する。この過程では、②第三者の申し立てた再審事由（民訴338条1項各号）の有無につき判断される。再審事由ありと判断されたときは再審開始決定が（民訴346条1項）、無しと判断されたときは再審請求棄却決定が下される（同345条2項）。再審開始決定が下されると、原事件の訴訟係属が復活し、弁論期日が続行される。このとき、③第三者は、旧事件の本案審理において、どのような地位に立つのか、④原判決を取消し、新たな裁判をな

-
- (4) 訴訟担当の場合の利益帰属主体は、もともと前訴の訴訟物たる権利関係について訴訟進行しうる地位にあったといえるため、前訴当事者に準じて再審原告となりうる と解される。
- (5) 判例は、口頭弁論終結後の承継人について、再審の原告適格を認めるが（最判昭和46年6月3日判時634号37頁）、第三者は、訴訟承継の申立てなくして、当然に前訴の当事者たる地位を引き継ぎ当事者となることができるとはいえないため、単純に原告適格を肯定することには問題がある。

すとき（民訴348条3項）、その判決効は誰に及ぶのかが重要である。

以下では、わが国の立法における第三者再審制度の変遷、および特別法による立法例をみたうえで、上記の第三者再審の要件と効果について、考察することにする。

2 わが国の立法における第三者再審制度の変遷

(1) 旧旧民訴法下における詐害再審制度の概要

明治24年4月1日より施行された民事訴訟法（明治23年法律第29号、以下「旧旧民訴法」という）では、483条に、いわゆる詐害再審の制度を置いていた。その概要は以下のとおりである。同条は、第三者が原告および被告の共謀で第三者の債権を詐害する目的で判決をさせたと主張して、その判決に対して不服を申し立てたときは、原状回復の訴えによる再審の規定を準用するとし、その場合、原告と被告を共同被告とすると定めていた⁽⁶⁾。旧旧民訴法では、ドイツ民訴法に倣い、再審の訴えを取消しの訴え（旧旧民訴468条）と原状回復の訴え（同469条）とに区別しており、前者は訴訟手続に重大な瑕疵がある場合に裁判を取り消すものであり（現行民訴法338条1項1号ないし3号に相当）、後者は当事者の責めに帰すべからざる行為障害等がある場合に一定期間内に裁判を取り消すものである（現行民訴法338条4号ないし7号に相当）。旧旧民訴法483条が定めた詐害再審制度は、原状回復の訴えによる提起を許すものであるため、旧旧民訴法483条の定める文言に該当することのほか、原状回復の訴えによる再審事

(6) 旧旧民事訴訟法483条

- ① 第三者カ原告及ヒ被告ノ共謀ニ因リ第三者ノ債権ヲ詐害スル目的ヲ以テ判決ヲ為サシメタリト主張シ其判決ニ対シ不服ヲ申立ツルトキハ原状回復ノ訴ニ因レル再審ノ規定ヲ準用ス
- ② 此場合ニ於テハ原告及ヒ被告ヲ共同被告ト為ス

由の存在を必要とし（旧旧民訴469条1項）、主張する再審事由によっては有罪判決等を必要とする（同条2項）。また、出訴期間の制限にも服する（同法474条1項）。

この制度は、現行民法の施行により廃止となったボワソナードの起草による旧民法の中の財産編（明治23年法律第28号）341条⁽⁷⁾の廃罷訴権制度と内容上の統一を図る考慮が加えられたことにより導入されたものであり、フランス民訴法⁽⁸⁾の影響を受けたものと考えられる。このように、同制度は、当事者の一方に対して債権を有する者がその債権を保全するための制度として位置づけられていた。

(2) 旧民訴法による廃止

旧旧民訴法により設けられていた詐害再審制度は、大正15年の民事訴訟法改正による民事訴訟法（大正15年法律第61号、以下「旧民訴法」という）により、次の理由で廃止された。すなわち、この詐害再審制度は、旧民法341条の規定を受けて設けられた経緯をもつが、その旧民法は改正され、

(7) 民法財産編341条2項

債務者カ原告タルト被告タルトヲ問ハス詐害スル意思ヲ以テ故サラニ訴訟ニ失敗シタルトキハ債権者ハ民事訴訟法ニ從ヒ再審ノ方法ニ依リテ訴フルコトヲ得

(8) 現行フランス民事訴訟法典583条

- ① 取消しの利益を有するすべての第三者は、取消しを求める判決において当事者となっておらず、また代理されてもいなかった場合には、第三者による判決取消しの訴えを提起することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、債権者及び当事者の承継人は、判決によってその権利を害される場合又は固有の攻撃防御方法を主張する場合には、第三者による判決取消しの訴えを提起することができる。
- ③ 非訟事件においては、判決の送達を受けていなかった第三者に限り、第三者による判決取消しの訴えを提起することができる。終審としてされた判決に対しては、送達がされた場合であっても、同様とする。

（邦訳は、垣内秀介「調査報告書 フランスにおける非訟事件と非訟事件手続」（法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会第1回会議参考資料6）7頁による）

同法341条は廃止されたことに伴うものである。また、立法資料によれば、債権者には、必要に応じて現行民法424条の詐害行為取消権行使の手段があり、また、係属する訴訟について独立当事者参加によって詐害防止参加が可能であることから、権利の保護はそれで十分ではないか、他方、そのような再審を許すことは、確定判決を尊重するという民訴法の理念を滅却するおそれがある、との考慮もあったようである⁽⁹⁾。もっとも、立法過程において、判決に対して民法424条の適用が可能かという議論もあったようであるが、十分に議論はなされなかった。

(3) 平成8年民訴法改正とその後の立法論議

旧民訴法は、詐害防止を要件とする独立当事者参加制度を設けたが、事前の詐害判決防止を認めるのであれば、むしろ、事後の詐害判決に対する救済を認めるのが筋であり、詐害判決の効力を受ける者の権利保護という点で問題があるとの批判があった⁽¹⁰⁾。そこで、現行民訴法制定の過程においては、詐害再審の訴えの導入も検討事項として挙げられていた⁽¹¹⁾。具体案は、旧旧民訴法下における詐害再審制度の復活というべきものであり、弁護士会からは賛成の意見が多かったようであるが、結局は見送られることとなった。その理由や審議経過については、公表資料からは明らかではないが、導入に至らなかった要因として、提訴にかかる要件・効果についての議論が十分でなかったことや、詐害再審制度が無いことによる弊害が顕著とまではいえなかったことが指摘されている⁽¹²⁾。

(9) 当時の立案担当者の考えについては、鈴木正裕「判決の反射的效果」判タ261号11頁(1971)に詳しい。

(10) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』(酒井書店, 1965) 413頁。

(11) 「民事訴訟手続に関する検討事項」(1991) 第一四・二・4。

(12) 三木浩一＝山本和彦『民事訴訟法の改正課題』(有斐閣, 2012) 177頁, 杉山悦子「第三者による再審の訴え」一法13巻3号(2014) 985頁。

他方、現行民訴法制定過程においては、再審事由の内容につき、いわゆる確定判決の不当騙取を盛り込むことが検討事項として挙げられていた⁽¹³⁾。この点は、第三者再審と直接関わるわけではないが、仮に第三者による再審を許容した場合、どの再審事由を適用すべきかという問題に大きな示唆を与える意味で重要である。新たな再審事由を設けるべきとする理由は、確定判決の騙取について再審による救済を認めるにしても、旧民訴法420条1項3号（現行民訴338条1項3号に相当）によるのか、または、5号から7号（現行民訴338条1項5号～7号に相当）によるのか明らかではなく、仮に後者だとすれば要件が厳格に過ぎ、当事者の救済上問題ではないか、というものであった⁽¹⁴⁾。しかし、確定判決の騙取という事由では、要件が明確ではなく、再審の濫用のおそれもある等の反対意見を受けて⁽¹⁵⁾、再審事由の新設までには至らなかった。

現行民訴法下においても、その後、立法論として詐害再審制度を導入することは検討に値するとの主張があり、近時でも第三者が確定判決を取り消すことのできる第三者再審制度を復活させるべきとの提案がなされている⁽¹⁶⁾。なお、日本による法整備支援を受けて2006年に公布されたカンボジア民事訴訟法典においても、旧旧民訴法下の詐害再審制度の導入を想起させる立法がなされている⁽¹⁷⁾。

(13) 「民事訴訟手続に関する検討事項」（1991）第一四・二・2。

(14) 竹下守夫＝青山善充＝伊藤眞編『ジュリ増刊研究会新民事訴訟法』（1999）467頁参照。

(15) 柳田幸三＝始関正光＝小川秀樹『『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する各界意見の概要⁽¹³⁾』NBL 524号（1993）45頁参照。

(16) 三木浩一＝山本和彦編『ジュリ増刊民事訴訟法の改正課題』（2012）176頁。

(17) カンボジア王国民事訴訟法典318条

① 原告及び被告が共謀により第三者の権利又は利益を損なう目的をもって判決を得たときは、その第三者は、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることができる。

② 第1項による再審の訴えにおいては、原告及び被告を共同被告とする。（邦訳は、財団法人国際民商事法センターによる）

3 特別法による第三者再審

民事訴訟法に、第三者再審の規定はないが、特別法にいくつかの定めがある。これらの特別法上の再審制度については、立法政策的な考慮要素も大きく、要件や効果を統一的に把握することは困難であることはいうまでもない。ただし、それぞれの手続が前提とするのは、判決または審決の効力が当事者以外の第三者に拡張されるという場合において共通しており、それぞれの立法にある背景事情は、後述する民訴法下における解釈論にとって重要である。

(1) 会社法853条1項

会社法847条に定める責任追及等の訴えについて、判決の効力は会社または株主に拡張される（民訴115条1項2号）。そこで、会社法853条1項は「責任追及等の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、株式会社又は株主は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる」とする。責任追及等の訴えにおいては、訴訟係属中に、株主または株式会社は、訴訟告知を受けるとともに（会社849条3項、4項）、共同訴訟人として、または当事者の一方を補助するため参加することが認められている（同849条1項）。しかし、現実には、訴訟告知を受けても、訴訟当事者の訴訟追行を信頼して訴訟参加しない場合もあり、原告と被告とが共謀して会社の権利を害する事態は避けられないことから、会社法上の立法政策として、株主および株式会社の権利を事後的に救済したものである⁽⁸⁾。本規定は、再

(8) 奥島孝康ほか『新基本法コンメンタール会社法3』（日本評論社、2009）419頁

審原告の手續機会の不備を要件とするのではなく、原被告間の「共謀」による詐害行為を要件とする点が特徴である。また、出訴期間については、一般法である民訴法342条が準用されると解されている¹⁹⁾。

なお、会社法834条に定める会社の組織に関する訴えについては、判決の効力は請求認容判決の場合のみ片面的に対世効が認められている（会社838条）。これにより権利を害される第三者については、会社法上の再審の訴えは定められておらず、後述するように、一般民訴法の再審規定の解釈によることになる。

(2) 行政事件訴訟法34条

行政事件訴訟では、行政処分や裁決を取り消す判決は、第三者に対して対世効を及ぼす（行訴32, 33条）。そこで、行政事件訴訟法34条は「処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかったため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかったものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服の申立てをすることができる」と定める。行政処分または裁決を取り消す訴えにおいては、訴訟係属中、訴訟の結果により権利を害される第三者あるいは処分庁以外の行政庁で訴訟に参加させることが必要であると認める者らに、訴訟参加の機会が与えられている（行訴22, 23条）。この訴訟参加は、当事者もしくは参加しようとする主体の申立てによるだけでなく、職権によることもできる（行訴22, 23条）。行政事件訴訟法上の第三者再審は、訴訟における第三者の手續機会の保障が正しくなされなかった場合の第三者の権利を救済する制度であり、訴訟当事者の詐害性は問題とされて

ㄨ頁 [山田泰弘]。

(19) 奥島・前掲注(8)419頁 [山田]。

いない。したがって、旧旧民訴法下における許害再審の制度とは異なる性質の手続であると理解できる。その理由は、当事者を行政庁とする訴訟においては、通常馴れ合いは想定できないこと、職権による訴訟参加が認められている反面、裁判所の職権が発動されずに訴訟参加できない第三者が生じることが考えられる。また、出訴期間の制限規定が置かれている（行訴34条2項、4項）。なお、本条の規定は、処分取消訴訟に参加することができなかったことにつき社会通念上責めるべき落度がなかった第三者の利益を保護するためのものであって、その訴訟が公の機関である行政庁によって遂行されるので一人がわざわざ参加する必要がないと思料して参加しなくておきながら、行政庁が敗訴したら自らがやろうというような者までも保護するためのものではない、とする旨を示した裁判例がある²⁰⁾。

(3) 特許法172条

判決手続ではないが、いわゆる当事者系審判手続において、特許法は第三者再審の手続を定めている。特許無効審判手続は、請求人と被請求人が私人であり、民事訴訟における当事者と同様の攻撃防御の構造がある。特許無効審判手続において、特許を無効とする審決には、万人との関係で特許権が遡って無効となるという実体法上の絶対効が生じる（特許125条）。これは、無効審決による形成力が対世効であることの表れであると解される。そこで、特許法172条は1項において「審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる」と定め、2項において「前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない」と定め、無効審決によって権利を害される第三者の権利救済を図った。特許無効の審判が開始すると、審判長は、特

²⁰⁾ 大阪高判昭和44年1月30日行裁20巻1号115頁。

許に関し登録した権利を有する者に通知をしなければならず（特許123条4項）、また、審判の結果に利害関係を有する者は、審理の終結までに補助参加人として審判に参加することが認められている（同148条3項）。特許の有効性を争う当事者間においては、経済上の利害関係から、馴れ合いの関係が生まれる可能性があり、補助参加の機会を与えられている利害関係人といえども、事後的な権利救済を図ったものと解される。この点において、判決手続と審決手続の違いはあれ、会社法853条の第三者再審との共通点がうかがわれる。また、この再審請求には請求期間の制限がある（特許173条1項、4項）。

なお、特許無効の審決に対しては、判決手続である審決取消訴訟が不服申立て手段として用意されており、この審決取消訴訟は、行政訴訟であるから、仮に審決を取り消す判決が確定した場合、この確定判決を第三者が取り消す手続は、前述の行政事件訴訟法34条によることになる。

(4) 小 括

以上に見たように、特別法によって定められる第三者再審の手続には、それぞれの制度に特有の事情があり、直ちに比較の対象とすることは難しいかもしれない。また、第三者に及ぶ判決や審決の効力といっても、既判力を指すのか形成力のみを指すのか、といった問題もある。しかし、いずれの法制度も、判決もしくは審決の効力が及ぶ第三者に対する事後的権利救済であること、それらの第三者には、先行する手続に関与する機会が与えられていたことを前提としている。そして、第三者に再審が認められる要件は、各種手続によって重視する要素が異なり、1つの方向性として正当な手続機会の保障を重視する行政事件訴訟法の採る考えと、もう1つの方向性として当事者間による共謀関係を重視する会社法および特許法の採る考えとに分かれる。しかし、他方で、特別法による立法例のいずれもが、

確定した判決または審決によって図られるべき法的安定性を重視しており、いずれの手続も出訴期間または請求期間の制限があることが分かる。

4 民事訴訟法下における解釈論

一般法たる民訴法では、第三者再審の制度は設けられていない。しかし、これまで解釈の枠組みの中で、第三者に再審の訴えを許容すべきかの議論がなされてきた。

(1) 学説状況

(ア) 第三者の再審原告としての適格の有無

まず、旧旧民訴法下における詐害再審規定を削除したことが立法の過誤であり、原被告双方の悪意によって引き起こされた判決により第三者が不利益を受けた場合に、第三者が前訴の原被告を再審被告として再審の訴えを提起することを認める鈴木説がある²¹⁾。鈴木説によれば、判決によって第三者の権利・利益が侵害されること、すなわち詐害判決の存在が必要であるとするが、ここで判決の及ぼす影響とは、既判力だけではなく判決の反射的効果も含むと解される²²⁾。

つぎに、再審原告となりうる第三者について、確定判決の効力が及ぶ者であることを前提とし、判決の取消しについて固有の利益を有する第三者としたうえで、この者は独立当事者参加の形式により前訴の原被告を共同被告とすることによって、原告適格を有するとする見解があり、通説であると見られる²³⁾。通説の理解によれば、第三者が原事件である前訴の当事

21) 鈴木・前掲注(9)11頁。

22) 鈴木・前掲注(9)11頁。

23) 兼子・前掲注(10)485頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』(弘文堂、2011) 7

者適格を有しているかを問題とするのではなく、「判決の取消について固有の利益を有する」ことが要件となっている。このことは、素直に読めば、再審制度の二段階の手続である、原判決を取り消す手続と、原事件の本案の再審理手続のうち、前者について固有の適格があることをもって、原告適格を充足すると理解しているものと解される。ところで、本来の詐害防止参加の要件である民訴法47条1項前段について、通説である詐害意思説に立つと、参加人に必ずしも判決効が及ぶことを要件としていないと解される²⁴⁾。この通説の立場からすると、第三者再審の原告適格を満たす条件として確定判決の効力が及ぶ者であることを要求することは、要件が一致しないことになる。したがって、第三者再審の場合に独立当事者参加の申出によることは、独立当事者参加の要件を充足することではなく、その「形式を借り」たものであると理解される²⁵⁾。

これらの肯定説に対し、第三者の独立当事者参加の申出を伴う再審の訴えにつき当事者適格を否定する見解²⁶⁾が対立する。適格否定説は、再審手続のうちの原事件の本案の再審理手続について第三者は前訴の当事者となりにえないことを主な根拠とする²⁷⁾。

(イ) 第三者の主張する再審事由

再審の訴えにおいて、第三者が主張しうる再審事由は何かについて、議

、945頁、上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』（法学書院、2011）630頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法下〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2014）794頁など。

24) 詐害防止参加をしようする者を他人間の訴訟の判決の既判力または反射的效果が及ぶ者と解する有力説（兼子・前掲注23）413頁）に立つ場合でも、第三者再審の原告となりうる者の方が範囲が狭いと解される。

25) 富越和厚「判解（最判平成元年11月10日民集43巻10号1085頁）」『最高裁判所判例解説民事篇平成元年度』372頁参照。

26) 河野正憲『民事訴訟法』（有斐閣、2009）853頁、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2012）664頁、小島武司『民事訴訟法』（有斐閣、2013）898頁など。

27) 河野・前掲注26）853頁。

論がある。この点について、詐害訴訟により出された判決は一種の執行妨害罪（刑法96条の2）となるとして、有罪判決が確定した場合には、民訴法338条1項5号の類推により、第三者は再審事由を主張しうるとする見解²⁸⁾がある。これに対し、執行妨害を念頭に置くと、詐害判決が給付判決の場合に限られると批判し、当事者が第三者を害する目的で訴訟を迫行することは、第三者からその当事者に対して適法な授權がない場合と同様に解することができるから、代理権欠缺に関する民訴法338条1項3号の類推により、第三者は再審事由を主張しうるとする見解が主張されている²⁹⁾。しかし、民訴法338条1項3号を用いた場合、再訴期間の制限が無くなり（民訴342条3項参照）、行政事件訴訟法により認められる第三者再審と均衡を失すとの批判があり、このような観点から、行政事件訴訟法34条1項を類推すべきとの見解も主張されている³⁰⁾。

他方、再審事由の考慮要素として、前訴の原被告間の共謀を考慮するかという点については、あまり論じられていない。ただし、詐害訴訟成立の要件として、民法424条但書に規定されているように、債権者を害するという点について相手方が悪意であることが必要であるとし、この要件を満たす場合に、第三者である債権者は、債務者の訴訟管理権濫越として、民訴法338条1項3号による再審事由を主張しうるとする見解がある³¹⁾。

(ウ) 詐害判決の取消しの効力

詐害訴訟により出された判決が再審の訴えによって取り消された場合、

28) 兼子・前掲注10)413頁、吉村徳重「既判力拡張における依存関係」『民事判決効の理論下』（信山社、2010）65頁。

29) 船越隆司「詐害判決論」法学新報74巻4＝5号（1967）170頁、三谷忠之『民事再審の法理』（法律文化社、1988）38頁、岡田幸宏「判決の不当騙取について（4）完」名法137号（1991）448頁など。

30) 鈴木正裕「判批（最判平成元年11月10日民集43巻10号1085頁）」リマークス2号132頁、本間靖規「判批（同）」民商102巻6号823頁。

31) 船越・前掲注29)169頁。

判決を再審原告たる第三者の関係でのみ取り消すのか（相対効），それとも全面的に取り消すのか（絶対効）についての議論がある。この点については，再審原告たる第三者に対して無効であることを宣言する判決の必要性を説き，判決は相対的無効となるとする見解がある⁶²⁾。これに対し，実体的行為として通謀があり実体関係が不存在の場合に，法律行為の無効または権利の不存在という実体法状態をそのまま訴訟において実現すべきであるから，判決の取消しの効力は，詐害訴訟の両当事者との関係で絶対的に生じるのを原則とすべきであるとする見解がある⁶³⁾。

(2) 判例の整理

詐害判決の効力が第三者の権利・利益を侵害する場合に，第三者が確定判決を取り消すために再審の訴えを提起できるか否かについては，これまでに以下の最高裁判例がある。

(ア) 最判平成元年11月10日民集43巻10号1985頁（親子関係不存在確認等請求再審事件）（以下「平成元年判決」という）

再審の訴え却下（原告適格否定）

父の死後，Yが提起した検察官を被告とする認知請求訴訟の認容判決が確定したところ，その判決により相続権を害される亡父の子Xが，再審の訴えを提起した事例である。ただし，再審の申立ての際に，独立当事者参加の形式は採られていなかった。原審は，行政事件訴訟法34条を類推適用して原告適格を肯定し，かつ，民訴法420条（現行民訴338条）1項3号を類推適用することを認めた。

これに対し，最高裁は，以下のように述べて再審の訴えの原告適格を否定した。

⁶²⁾ 三谷・前掲注²⁹39頁。

⁶³⁾ 船越・前掲注²⁹170頁。

「再審の訴えの原告は確定判決の本案についても訴訟行為をなすことが前提となるところ、認知を求められた父の子は認知の訴えの当事者適格を有せず（人事訴訟手続法32条2項、2条3項）、右訴えに補助参加をすることができるにすぎず、独立して訴訟行為をすることができない」ことを述べたうえで、「父を相手方とする認知の訴えにおいて、その子が自己の責に帰することができない事由により訴訟に参加する機会を与えられなかったとしても、その故に認知請求を認容する判決が違法となり、又はその子が当然に再審の訴えの原告適格を有するものと解すべき理由はなく、この理は、……検察官が右訴えの相手方となる場合においても変わるものではない」とした。

「検察官が被告となる人事訴訟手続においては、真実の発見のために利害関係を有する者に補助参加の機会を与えることが望ましいことはいうまでもないが、右訴訟参加の機会を与えることなしにされた検察官の訴訟行為に瑕疵があることにはならず」再審の訴えの原告適格を有することを否定し、更に、行政事件訴訟法34条の類推適用については、「再審の訴えをもって不服申立をすることが許される第三者には共同訴訟参加に準じた訴訟参加を許す旨の行政事件訴訟法22条のような特別の規定のない人事訴訟手続に、行政事件訴訟法34条の第三者の再審の訴えに関する規定を類推適用することはできない」とした。

平成元年判決は、第三者が原事件の本案の再審理手続において当事者適格を有するものではないことが再審の原告適格を否定する論理的基盤になっていると解される。これは、従来の学説上の適格否定説の認識と通じるものである。他方、再審事由の有無については、検察官の訴訟行為においては、民訴法338条1項3号に該当する事由は無いとしたものである。

(4) 最決平成25年11月21日民集67巻8号1686頁（再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件）（以下「平成25年決定」という）

破棄差戻し（原告適格肯定）

株式会社Y2は、Xが保有していた新株予約権に基づき、新株を発行したが、Y2の株主であるY1は、Y2を被告として新株発行無効確認請求訴訟を提起したところ、認容判決が下され確定した。そこで、Xは、独立当事者参加の申出をしたうえで、Y1・Y2を被告として、民訴法338条1項3号に準ずる再審事由があるとして、再審の訴えを提起した事例である。

最高裁は、次のような理由を述べ、抗告を棄却した原決定を破棄し差戻しをした。

まず、原告適格について職権で検討し、「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、再審原告として上記確定判決に対する再審の訴えを提起したとしても、上記確定判決に係る訴訟の当事者ではない以上、上記訴訟の本案についての訴訟行為をすることはできず、上記確定判決の判断を左右できる地位にはない。そのため、上記第三者は、上記確定判決に対する再審の訴えを提起してもその目的を達することができず、当然には上記再審の訴えの原告適格を有するということができない」とする。しかし、「第三者が上記再審の訴えを提起するとともに独立当事者参加の申出をした場合には、上記第三者は、再審開始の決定が確定した後、当該独立当事者参加に係る訴訟行為をすることによって、合一確定の要請を介し、上記確定判決の判断を左右することができるようになる」として、「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになる」と判示する。

つぎに、再審事由の有無については、「新株発行の無効の訴えは、株式の発行をした株式会社のみが被告適格を有するとされているのであるから

(会社法834条2号), 上記株式会社によって上記訴えに係る訴訟が進行されている以上, 上記訴訟の確定判決の効力を受ける第三者が, 上記訴訟の係属を知らず, 上記訴訟の審理に関与する機会を与えられなかったとしても, 直ちに上記確定判決に民訴法338条1項3号の再審事由があるということとはできない」としながらも, 「当事者は, 信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないのであり(民訴2条), とりわけ, 新株発行の無効の訴えの被告適格が与えられた株式会社は, 事実上, 上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与するという立場にもあることから, 上記株式会社には, 上記第三者の利益に配慮し, より一層, 信義に従った訴訟活動を行うことが求められるところである。そうすると, 上記株式会社による訴訟活動がおよそいかなるものであったとしても, 上記第三者が後に上記確定判決の効力を一切争うことができないと解することは, 手続保障の観点からは認することはできない」とする。したがって, 「上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており, 上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には, 上記確定判決には, 民訴法338条1項3号の再審事由があるというべきである」として, 原告適格および再審事由の有無につき審理を尽くさせるため, 原審に差し戻すとした。

平成25年決定もまた, 第三者が原事件の本案の再審理手続において当事者適格を有しないならば, 当然に第三者が再審の原告適格を有することにはならないという平成元年判決と同様の論理を採る。しかし, 独立当事者参加の申出をすれば, 合一確定の要請(民訴47条4項参照)を介することによって, 確定判決を左右しうる地位を獲得する。この訴訟上の地位が第三者再審の原告適格を基礎づける理由になるとしている。この平成25年決定の考えは, 従来通説と結論は同じくするが, 論理構成は異なる。すなわち, 第三者再審の原告適格は, 原事件の本案についての当事者適格を基

準に決まることを鮮明にしたものであり⁶⁴⁾、独立当事者参加の申出は、再審の訴え提起の「形式」ではなく、原事件の本案についても争う当事者たる地位を備える「要件」として理解されている。

(ウ) 最決平成26年7月10日判時2237号42頁（再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件）（以下「平成26年決定」という）

再審の訴え却下（原告適格否定）

株式会社Y4の株主Y1～Y3が、Y4を被告として提起した株式会社の解散の訴えにかかる請求を認容する確定判決について、他の株主Xが、訴訟の係属を知らされずその審理に関与する機会を奪われたとして、民訴法338条1項3項の再審事由があるなどと主張して、独立当事者参加をするとともに再審の訴えを提起した事例である。

最高裁は、平成25年決定を引用して、独立当事者参加の申出をした第三者には原告適格が認められるとする。しかし、「独立当事者参加の申出は、参加人が参加を申し出た訴訟において裁判を受けるべき請求を提出しなければならず、単に当事者の一方の請求に対して訴え却下又は請求棄却の判決を求めるのみの参加の申出は許されないと解すべきである」との旧民訴法下の判例⁶⁵⁾を引用し、Xは、Y1らのY4に対する請求に対して請求棄却の判決を求めただけであって、相手方Y1ら又は相手方会社に対し何らの請求も提出していないから、Xが「本件再審の訴えの原告適格を有しているということではできず、本件再審の訴えは不適法である」と判示した。法廷意見に対し、詐害防止参加では請求定立が不要であるという山浦善樹裁判官の反対意見がある。

平成26年決定は、第三者再審の原告適格を判断する条件として、独立当

⁶⁴⁾ 三木浩一『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』別ジュリ226号（2015）247頁。

⁶⁵⁾ 最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁。

事者参加の申出によることに加え、参加の申出に際し第三者側から前訴の当事者に宛てて請求を定立しなければならないという点を明らかにしたことには意義がある。詐害防止参加についても請求の定立が必要であるかは、学説上も議論があり立場が分かれると考えられるが、仮に詐害防止参加ができないとしても、共同訴訟的補助参加の申出による再審の訴えの可能性はないのか、平成26年決定は検討の余地を残している⁶⁶⁾。

5 第三者再審の要件・効果

(1) 再審の訴えの原告適格について

まず、第三者再審の原告となるべき第三者とは、前訴の確定判決の効力を受ける者であることを要するか。元来、わが国の旧旧民訴法における詐害再審制度が、当事者の一方に対して債権を有する者がその債権を保全するための制度として位置づけられていたことに鑑みると、第三者にとって馴れ合い訴訟による詐害的な判決を取り消す必要のある事案は、確定判決の効力を受ける場合に限っていなかったと解される⁶⁷⁾。また、旧民訴法制定の際に、詐害再審に関する規定を削除した背景には、第三者の保護は、訴訟係属中における独立当事者参加（詐害防止参加）によって図られるとの立案担当者の考えがあった。そして、詐害防止参加の要件についての通説である詐害意思説は、詐害再審制度の沿革に基づき、詐害訴訟ないし詐害判決の防止という制度目的を投影して、当事者が詐害意思をもつと客観

66) 笠井正俊「判批」判例セレクト2014〔Ⅱ〕法教414号（2015）30頁、菱田雄郷「判批」リマックス51号（2015）131頁。

67) 1970年前後に発表された旧旧民訴法下の詐害再審の復権を考える見解は、再審の訴えを提起できる者として、確定判決の効力を受ける者のほか、判決の反射的效果が及ぶ者をも考えていた（船越・前掲注②）109頁、鈴木・前掲注⑨）11頁）。

的に判定されるとする⁸⁸⁾。こうした詐害意思説を前提とすると、第三者再審の原告となるべき第三者とは、確定判決の効力を直接受ける者に限られないといえそうである。しかし、独立当事者参加が訴訟係属中の訴訟行為であるのに対し、再審の訴えは判決確定後の訴訟行為であるという歴然とした違いをふまえる必要がある。すなわち、判決が確定した後は、法律関係の安定の要請が働き、既判力等を覆す範囲を拡大する解釈は避けるべきである。民訴法以外の他の立法例に目を移しても、会社法853条1項、行政事件訴訟法34条、特許法172条のいずれもが、確定した判決ないし審決の効力が及ぶ者を再審原告としている。以上から、第三者再審の原告となるべき第三者は、対世効等によって前訴の確定判決の効力を直接受ける者であることが前提となる⁸⁹⁾。

つぎに、第三者再審の原告は、独立当事者参加の申出をしなければ、原告適格が認められないのか。この点、近時の判例は、再審の手続の段階のうち原事件の本案再審理を行う段階を視野に入れ、原訴訟の当事者適格を有しない者に再審の原告適格はないとの理論構成を前提とする。仮にこの理論的前提を肯定したとしても、平成25年決定のいうように、独立当事者参加の手続を採ることで、合一確定の要請を介し、原事件の本案を左右できる地位に立つことを、原訴訟の当事者適格に準えるのは技巧的な解釈であるように思われる。判例の立場に従うならば、再審原告は独立当事者参

⁸⁸⁾ 三ヶ月章『民事訴訟法』（有斐閣、1959）225頁、斎藤秀夫『民事訴訟法概論（新版）』（有斐閣、1982）470頁。

⁸⁹⁾ なお、東京地判昭和63年7月28日判時1317号94頁は、債権者Xのために自己所有の建物に抵当権を設定したAの死後、土地の所有者Y1がAの相続人Y2に対し建物収去土地明渡請求訴訟を提起し、Y2欠席のまま認容判決が下され確定したため、XがY1およびY2を被告として、独立当事者参加の申出とともに再審の訴えを提起した事例において、Xが判決によって事実上の反射的不利益を受けることは別として、いかなる意味においても判決の効力が及ばない以上、本件再審の訴えの当事者適格を有しないとして、再審の訴えを却下している。

加の方法を選択しただけでは原告適格は肯定されたことにならず、独立当事者参加の要件を充足することを条件とする。ここで要件の内容とされる詐害防止参加の要件を構成する内容は、前訴当事者の詐害意思の存在であり、実質的には再審事由の判断要素と重なり合うことになる。つまり、再審の訴えの適法要件の審査において、再審事由の有無を考慮するという思考の混乱を招く。

そもそも、再審の訴えを提起する第三者の意図は、確定した判決の効力を取り消すことに主眼があるといえる。再審の訴えの適法要件としての原告適格については、従来を通説的見解が主張していた、判決の効力を受け、かつ確定判決の取消しを求める固有の利益を有することで十分ではないかと思われる。ただし、前訴の当事者でない第三者が、前訴の原被告を被告とする再審の訴えという形式が明文上存在しないため、独立当事者参加の形式を「借りて」訴えることを、原告適格の手続的要件と考えるべきである。

さらに、再審原告は、前訴の当事者の少なくとも一方に対して請求を定立しなければならぬか。たしかに、一般論としては、詐害防止参加も独立当事者参加である限り、請求の定立を要すると解するのが通説的見解である⁴⁰⁾。しかし、詐害防止参加の場合、参加人の意思としては、詐害判決によって自己の権利を害されないようにするため、参加するものであるから、自己の請求について判決を下してもらわなくとも、原告の請求が認容されなければ目的を達することも少なくないはずである⁴¹⁾。再審原告に求められる手続的要件については、当事者の一方に対して訴え却下または請求棄却の判決を求めるのみの参加申出も許容されるべきである（私見）。この点に関する平成26年決定の判旨（法廷意見）には賛成できない。

40) 兼子・前掲注40)414頁、新堂・前掲注23)832頁、伊藤真『民事訴訟法〔第4版補訂版〕』（有斐閣、2014）658頁など。

41) 井上治典『多数当事者訴訟の法理』（弘文堂、1981）300頁、高橋・前掲注23)520頁。

仮に、私見と異なり、独立当事者参加の申出における請求の定立の必要性を肯定する立場に立った場合には、何らかの請求を前訴の当事者との間に定立していくことになるが、当該請求が過去の法律関係や事実の確認請求の場合、原告は、確認の利益を欠くために訴えを却下される危険を負担することになる。こうした事態に備えて、第三者の次善の手段として共同訴訟的補助参加の申出による再審の訴えが考えられる。ただし、第三者が共同訴訟的補助参加の方法を選択した場合には、再審原告は被参加人たる原事件の当事者となるから、第三者は前訴への関与の機会が奪われたといった自己固有の再審事由を主張することは難しいと考えられる。

(2) 有理性判断の要素としての再審事由

いったん原告適格が認められれば、その後は有理性の判断の場面となる。前述したように、第三者再審を定める民訴法以外の立法例をみると、確定した判断を取り消す要件として、正当な手続機会の保障を重視する行政事件訴訟法34条が示す方向性と、当事者間による共謀関係を重視する会社法853条1項および特許法172条が示す方向性とがある。

特別法の規定の適用のない第三者再審においては、民訴法338条1項3号の該当性が考えられる。民訴法338条1項3号については、判例において、直接代理権の欠缺といえないが実質的に手続保障の機会を欠く事案に拡張解釈されている現状に照らすと⁴²⁾、第三者が自己の責めに帰すことができない理由により前訴への関与の機会が奪われた場合に、同号の適用を認めてもよいと考えられる⁴³⁾。ただし、この再審事由に該当するためには、

42) 最判平成4年9月10日民集46巻6号553頁，最判平成18年3月20日民集61巻2号586頁など。

43) 提訴期間が無くなる（民訴842条3項参照）との批判も考えられるが、手続的な重大な瑕疵の大きさに鑑みるならば、提訴期間が無くなっても許容されると解する。

詐害判決を取り消す利益を有する第三者が前訴の当事者として関与できることが前提となる。この点、平成25年決定の事案では、前訴が新株発行の無効の訴えであったため、法律上被告適格を有するのが「株式を発行した株式会社」(会社834条2号)に限られており、第三者は前訴の被告となることができなかつた事案であった。平成25年決定は、前訴の被告株式会社は、信義則上、第三者のために誠実に訴訟活動を行う義務を負っていることを根拠に、第三者には確定判決の効力を及ぼすだけの手続保障が無かつたとして、民訴法338条1項3号の再審事由該当性を認めた。確かに、巧みな解釈論ではあるが、判例のいう「訴訟上の信義則」とは何を意味するのか、理解が難しい部分がある。そもそも、訴訟上の信義則は、矛盾挙動禁止や権利失効という類型においては、訴訟当事者間においてあてはまり、訴訟状態の不当形成の排除という類型においては、訴訟当事者と裁判所との間にもあてはまるものであるが、訴訟当事者が訴訟外の者のために行動することが訴訟上の信義則に基づくものだとすれば、新しい類型の信義則ということになる。前訴の当事者の訴訟追行によって判決効の拡張される第三者の手続保障が図られると構成するならば、訴訟担当(民訴115条1項2号)に準じた代替的手続保障の問題として考えるべきである。もし、第三者の代替的手続保障という構成について説明に窮するならば、単純に、訴訟当事者の不熱心な訴訟追行が問題とされるべきであり、端的に、詐害性(馴れ合い)要件を要求すべきではなからうか。すなわち、第三者が前訴の当事者として関与できない場合には、訴訟係属中とは異なる事後的な評価として、詐害防止参加における詐害性の有無があつたかどうかが民訴法338条1項3号の要件判断に吸収されると考えたい⁴⁴⁾。

44) 石橋英典「判批(平成26年決定)」同法66巻6号236頁参照。

(3) 前訴判決取消後の再審理

第三者再審の訴えが提起され、再審原告の主張する再審事由が認められた場合には、原事件の訴訟係属が復活し、前訴の本案について再審理されることになる。このときの第三者の訴訟上の地位と審理の対象について、検討したい。

第三者が独立当事者参加の申出によったときには、再審原告は、自ら定立した新請求との関係で当事者となると考えられる。この場合には、前訴判決の内容は、定立された新請求と不可分なものとして審理の対象となり、新請求が認容されれば、合一確定に必要な限度で変更されることになると考えられる。

前述したように、私見によれば、再審原告は、自らの請求を定立することなく片面的に参加することも可能であるから、その場合には、再審原告は、請求棄却を求める前訴当事者と共同訴訟人に準じた関係に立ち、再審理の対象となる前訴判決の内容を争う主張を行うと考えられる。ただし、詐害判決を生む原因を作った前訴当事者と再審原告とは、利益を同じくする者ではないのが通常であるから、民訴法40条1項により、再審原告を不利にする前訴当事者の訴訟行為の効力は否定される。

さらに、第三者が共同訴訟的補助参加の申出による再審の訴えを選択した場合、再審原告は当事者ではなく、前訴当事者の補助参加人として訴訟を進行する。ただし、補助参加人の従属性は制限され、民訴法45条1項但書および45条2項は適用されないと解される。また、再審理の手續において、被参加人である前訴当事者が訴えの取下げ等によって、実体審理の再開を妨害することが理論的には想定されるが、この場合の再審原告と前訴当事者の関係は必要的共同訴訟人の実質を有するから、民訴法40条1項を類推適用し、前訴当事者による訴えの取下げ等は認めるべきではないと解される⁴⁹⁾。

再審理の結果、旧判決を変更する必要がないとの結論に至ったときの手続処理は、残された問題である。この場合には、再審請求棄却決定がなされることになるが（民訴348条2項）、潜在的な訴訟係属が消滅するため、独立当事者参加による訴えは不適法却下されることになると考えられる。

(4) 前訴判決取消しの効果

再審事由が認められた場合、前訴判決は第三者（再審原告）に対する関係でのみ取り消される相対効と解すべきか、前訴の当事者（再審被告）の間においても全面的に取り消される絶対効と解すべきかは議論がありうる。確定判決による法的安定性を確保する観点から、前訴判決の取消しの影響は最小限であるべきであるから、理論的には、第三者との関係でのみ効力を失う相対効を原則とすべきである。しかし、第三者再審が求められる事案には前訴判決に対世効がある訴訟類型が多く⁽⁴⁵⁾、こうした訴訟類型においては、画一的な法律関係による統一の解決が望ましいといえる。まず、人事訴訟においては、再審理後、再審原告となった第三者が勝訴すれば、人事訴訟法24条1項により、その判決には対世効が生じる。他方、会社の組織に関する訴えについては、問題がある。すなわち、会社法838条は、請求認容判決のみが対世効を有すると規定しているため、例えば、請求認容判決確定後の再審の訴えにおいて、第三者が勝訴し、請求棄却判決を得たとしても、その判決には対世効はない。すると、第三者とは別の訴権者（例えば、第三者とは勢力を異にする別の株主等）によって、再度の馴れ合い訴訟が展開された場合、再び、詐害判決によって第三者の地位が脅かされる危険は避けられない。したがって、こうした危険の発生を阻止する

(45) 間淵清史「判批（平成26年決定）」判評680号（2015）34頁。

(46) 平成元年判決、平成25年決定、平成26年決定のいずれの事案も、対世効が生じるケースであった。

詐害判決であることを再審事由とする第三者再審の可否

ため、再審理後の請求棄却判決には、例外的に対世効を認めるべきとの立場もありうるところである。しかし、現行法の枠内では、こうした例外的な解釈を採用する根拠に乏しいと思われる。さしあたり、第三者による再審が認められるケースでは、本案に関与する当該第三者が、利害関係のある別の第三者に対する訴訟告知を活用することによって、ある程度の紛争解決を図るしかないであろう⁴⁷⁾。

(47) 石橋・前掲注44237頁参照。